

茨城県立常陸太田特別支援学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日改訂

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを旨として、児童生徒の発達段階・障害特性に配慮しながら、いじめの防止等のための対策を講じるものとする。

(2) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び教職員の責務

すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むものとする。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にその問題に対応し、解消を図るとともに、その再発の防止に努めるものとする。

(4) 地域社会及び保護者との連携

地域社会は、地域の行事等をととして、積極的に児童生徒とかわかり、いじめに向かわない児童生徒を育成するとともに、いじめが起らない環境作りに努めるものとする。また、保護者は、子どもにいじめをさせない、子どもがいじめを受けた場合には、いじめから保護するなど、国、県、市町村、学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するように努めるものとする。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア いじめの未然防止

- (ア) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通い合う対人関係を築くことができるよう、児童生徒の発達段階・障害特性に配慮しながら、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図り、その具体的な指導内容を年間計画に組み入れる。
- (イ) 教育活動全般において、児童生徒の「できる状況」をつくり、児童生徒が「やった」「できた」という達成感を味わうことで、自己肯定感、自己有用感を高める。
- (ウ) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について教職員間で細心の注意を払う。
- (エ) 児童生徒の発達段階・障害特性だけでなく日常生活の様々な変容について、保護者と情報を共有し、健康で安全な学校生活が送れるようにする。
- (オ) 必要に応じて個別面談や家庭訪問等を実施し、児童生徒の様子や変容について共通理解を図る。

- (カ) インターネット(掲示板やメール、SNS 等)を通じて行われるいじめは発見しにくいいため生徒から定期的に情報を収集し、その把握に努める。また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

イ いじめの早期発見のための措置

- (ア) いじめは大人の目につきにくいところで起こり、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、いじめを早期に発見するため、児童生徒等に対する定期的な調査を実施する。

○児童生徒を対象としたいじめに関するアンケート調査又は聞き取り調査〔年 1 回 (2 学期)〕

○保護者を対象としたいじめに関するアンケート調査〔年 1 回 (2 学期)〕

○保護者の意見・要望等の聴取〔年 3 回 (個別面談時等)〕

○教職員に対するいじめに関する情報の聴取〔随時〕

- (イ) いじめを積極的に認知できるようにするため、いじめの未然防止等に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの未然防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (ウ) 学校評議員会、地域連携協議会等を活用し、児童生徒の言動を見守るなど、地域への協力及び情報提供等を依頼する。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア「茨城県立常陸太田特別支援学校いじめ対策防止委員会」の設置

いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、「茨城県立常陸太田特別支援学校いじめ対策防止委員会」(以下「委員会」という)を設置する。

- (ア) 委員会は、次の者で構成する。

校長、教頭、事務長、教務主任、部主事、生徒指導主事、養護教諭、その他校長が必要と認める者。

- (イ) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合は、専門的な知見を有する者など臨時に構成員とすることができる。

- (ウ) 校長は委員会を総理する。

- (エ) 委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となり、以下の役割を担う。

- 1 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行うこと。
- 2 いじめの未然防止や早期発見に関すること。
- 3 いじめの事案の確認とその対応に関すること。
- 4 いじめ問題の具体的対応策を検討すること。
- 5 いじめの相談窓口として相談を受けること。

- (オ) 委員会は校長が招集し、次の区分で開催する。

- 1 校内支援委員会を活用する等、月 1 回定例会を行う。

2 いじめの兆候を把握したときやいじめの相談情報があつたときは、速やかに臨時会を開催する。

(カ) その他、対策会議の運営に必要な事項は、校長が策定する。

イ いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実関係の把握を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるために必要があると認めるときは、保護者と連携を図りながら、別室で学習する等の具体的な対応を図る。

(エ) いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間 30 日程度又は、一定の期間連続して欠席している場合）があるときは、次の対処を行う。

ア 当該事案に対応する調査を実施し、児童生徒の発達段階・障害特性を十分に考慮した上で、事実関係を速やかに把握する。

イ 重大事態が発生した旨を、県教育委員会に報告する。

ウ いじめの被害を受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守る為の措置を講ずる。

エ いじめの加害児童生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせると共に、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導・支援する。

オ いじめの被害を受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、保護者の意見、要望を十分に聴取する。

カ 調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に報告する。

キ 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

ク いじめの被害を受けた児童生徒には、状況に合わせて継続的な心理的ケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰への支援や学習支援を行う。

ケ 当該事態の事実我真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価に、いじめについての項目を加え、適正に自校の取組を評価する。この評価をとおし、いじめへの取組について見直し、必要に応じて年間計画等の修正・改善を行い、より適切ないじめの防止等の取組について検証する。